

頂いたご意見

1)「行動の手引き」の前文第二パラグラフ

「組織の目先の利益を優先させる」ことが問題なのはよく分かる。組織が倫理（規程）を遵守することは、長期的には組織が社会から信頼を獲得し組織の利益になると考えて行動することが良いのか悪いのか、分かるように記載していただきたい。

倫理委員会からの回答

倫理委員会としましては、現条文でも「長期的には組織が社会から信頼を獲得し組織の利益になると考えて行動することは良い」ということは含まれていると考えております。ただこれを明記してしまうと、「組織の利益」を優先した論理に陥る恐れが大きいのではないかと考えます。そうならないための適切な表現が難しいことから、記載を追加することは見送らせていただきたいと思います。なお倫理委員会内部においても、そのような記載があってもよいという意見がかなりあったことも申し添えます。

頂いたご意見

2)「行動の手引き」1 - 1

「医療」は手元の国語辞典の類では「治療」だけで「診察・診断」が含まれていないようであるが、放射線の利用は「治療」だけでなく「診察・診断」でも重要と考える。この観点で、専門用語として「医療」が適切か否か検討戴きたい。

倫理委員会からの回答

国語辞典の記載が「病気を治すこと」となっている場合があるにせよ、治すためには診察・診断は不可欠な行為ですし、それも治療に含まれるというのが常識的な解釈であると倫理委員会としては考えます。なお、医療が診察・診断も含むと解釈している例としては、新明解国語辞典やウィキペディア(Wikipedia)の記載があります。ご参考までにお知らせいたします。

頂いたご意見

3)「行動の手引き」2 - 3

「進歩と誤解して安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業を変更しない」は、下記のように読点が必要ではないか。

「進歩と誤解して、安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業を変更しない」

倫理委員会からの回答

ご意見を拝承し、読点を追加することといたします。なお、今回の修正によりこの条文は「行動の手引」2 - 4 . となりました。

頂いたご意見

4)「行動の手引き」5 - 4

「不適切と判断されるものについては公開する必要はない」とあるが、これでは、必要はないが公開しても構わないと読める。しかし、核不拡散や核物質防護に係わる一定の情報は「公開してはならない」のではないか？

倫理委員会からの回答

「行動の手引き」5 - 4 . は、原則公開という理念を前提とし、条件によっては公開する必要はないという趣旨の文章です。したがって、「公開しても構わない」という読み方では

きないものと考えます。倫理委員会としましては、公開の是非をきちんと考えることが大切という意味を込めて、原文通りとしたいと存じます。なお、「公開してはならない」とまで書く条文とするなら、対象を明確に限定して記述することが必要であり、それは倫理規程の目指すものとは違ってきます。どんなものは「公開してはならない」のかは用語集に一応記述しますが、それは必ずしも明確化されていないことをご理解ください。核不拡散に関しては、「核兵器あるいはその他の核爆発装置の拡散を防止する観点から国際的に特に厳格な管理が要求されている情報」(第136回国会法務委員会議事録等)という定義がありますが、これだけで「公開してはならない」情報を明確化できるとは限らないと思います。また、核防護に関しては、「不法に開示されると核物質及び原子力施設の防護を損ねるおそれがある情報」(原子力安全・保安院「核物質防護情報の管理に関する実態調査」の調査結果について等)と説明されていますが、やはり「公開してはならない」情報が明確になっているとは言いがたいと存じます。